

肉豚経営安定交付金（豚マルキン）の交付金単価（確定）について
【令和4年度第1・2四半期】

令和4年4月から9月までの算出期間（令和4年度第1・2四半期）における畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金については、肉豚経営安定交付金交付要綱第4の5の（1）の規定により算出した標準的販売価格及び同（2）の規定により算出した標準的生産費がそれぞれ下記のとおりとなり、前者が後者を下回らなかったことから、その交付はありません。

記

算出期間	令和4年4月から9月まで
肉豚1頭当たりの標準的販売価格	42,428円/頭
肉豚1頭当たりの標準的生産費	38,830円/頭
肉豚1頭当たりの交付金単価*	— (交付なし)

※ 肉豚1頭当たりの交付金単価は、肉豚1頭当たりの標準的生産費と肉豚1頭当たりの標準的販売価格との差額に100分の90を乗じた額です。

連絡先
畜産経営対策部 養豚経営課
担当：富岡、今泉
電話：03-3583-1150

確定

肉豚経営安定交付金算定基礎 【令和4年度第1・2四半期】

(単位：円／頭)

標準的販売価格	(A)	42,428
標準的生産費	(B)	38,830
差額	(C) = (A) - (B)	3,598
交付金単価	(D) = (C) × 0.9	-

(単位：円／頭)

区 分	令和4年度第1・2四半期 (令和4年4月～9月)
標準的販売価格	(A) = ① + ② 42,428
主産物価格	① = a × b 41,525
平均枝肉価格(円/kg)	a 550
平均枝肉重量(kg)	b 75.5
副産物価額	② 903
標準的生産費	(B) = ③ + ⑦ 38,830
飼料費、労務費その他の費用	③ = ④ + ⑤ + ⑥ 36,671
飼料費	④ 22,912
流通飼料費	22,912
麦類	20
とうもろこし	298
配合飼料	20,388
脱脂乳・人工乳	1,371
その他	835
牧草・放牧・採草費	0
その他の費用	⑤ 8,998
敷料費	139
光熱水料及び動力費	2,017
その他の諸材料費	101
獣医師料及び医薬品費	1,948
賃貸料及び料金	314
建物費	1,934
自動車費	292
農機具費	817
物件税及び公課諸負担	207
生産管理費	134
種付料	149
もと畜費	22
繁殖めす豚費	730
種おす豚費	110
支払利子	77
支払地代	7
労務費	⑥ 4,761
家族	3,957
と畜に係る経費	⑦ 2,159

注1 肉豚1頭当たりの交付金単価は、肉豚1頭当たりの標準的生産費と肉豚1頭当たりの標準的販売価格との差額に100分の90を乗じた額です。

注2 消費税抜きで算定しています。

(参考) 肉豚経営安定交付金の算出方法について

1 標準的販売価格（主産物価格と副産物価額の合計）

(1) 主産物価格

農林水産省から取引価格が公表されている 25 市場において格付された豚枝肉（品質が著しく劣るものとして格付されたものを除く。）の平均枝肉価格（円/kg）に平均枝肉重量を乗じて得た額とします。なお、品質が著しく劣るものとして格付されたものには、公益社団法人日本食肉格付協会により「等外」として格付されたものが該当します。

(2) 副産物価額

農林水産省の「肥育豚生産費」の「副産物価額（事故畜、販売された子豚、繁殖雌豚、種雄豚及びきゅう肥）」の額（内臓・原皮代は含まない。）とします。

2 標準的生産費（飼料費、労務費その他の費用、と畜に係る経費の合計）

(1) 飼料費、労務費その他の費用

農林水産省の「肥育豚生産費」の「費用合計（物財費（飼料費、光熱水道費、獣医師料及び医薬品費等）及び労働費）」、「支払利子」及び「支払地代」の額とします。費用合計の費目のうち、農林水産省の「農業物価指数」の調査対象となっている費目については、肥育期間（7 か月）の価格に物価修正します。また、「飼料費」のうち「配合飼料」については、公表された配合飼料価格安定制度の補填金（通常補填金・異常補填金）の額を差し引き、積立金の額を加えて計算します。

なお、この通常補填における価格差補填は、令和 4 年度第 1 四半期から 3 基金団体（一般社団法人全国配合飼料供給安定基金、一般社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金及び一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金）が交付する補填金の額を各団体の補填対象数量で加重平均して算出しています。

(2) と畜に係る経費

25 市場のと畜に係る経費（と畜検査手数料、と畜解体料、と畜場使用料、冷蔵庫保管料（1 日分相当）及び格付料）を各市場における並以上の取引成立頭数で加重平均して得た額とします。

3 消費税及び地方消費税の取扱い

標準的販売価格及び標準的生産費の計算に当たって消費税及び地方消費税が含まれている項目については、その消費税及び地方消費税を控除した額を用いるものとします。